# 中央区における「こども家庭センター」機能の整備について

☞ **児童福祉法の改正を受けて、母子保健分野と児童福祉分野が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が自治体の努力義務となる中、これまでの「中央区子ども子育て応援ネットワーク」の体制及び連携の強化を図り、これを「こども家庭センター」として位置づけることとする。**

## 概 要

### 1 目 的

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を強化する観点から、これまでの「中央区子ども子育て応援ネットワーク」を発展的に解消し、新たに「中央区こども家庭ネットワーク（以下「こ家ネットワーク」という。）」として体制及び連携の強化を図るとともに、これを児童福祉法上の「こども家庭センター」として位置づける。

### 2 「こども家庭センター」機能の要件

（１）母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営
（２）業務全体のマネジメントを行う責任者を配置
（３）両機能の業務を理解し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を配置
（４）児童福祉法第１０条の２第２項及び母子保健法第２２条に規定する業務の実施

### 3 業務（上記2（4）に規定する主なもの）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 地域のすべての妊産婦・<br>子育て家庭に対する支援業務 | 対象者・家庭の状況把握や情報提供、相談等への対応・連絡調整　等 |
| 2 | 支援が必要な妊産婦や<br>子育て家庭への支援業務 | 両部門合同の会議開催、サポートプランの作成・評価、サポートプランに基づく支援　等 |
| 3 | 地域における体制づくり | 地域全体のニーズ把握、地域資源の把握・開拓、新たな担い手の発掘　等 |

## 4 「こ家ネットワーク」の運営体制

ネットワークの責任者は子ども施策推進室長の職にある者、副責任者は保健所長の職にある者、統括支援員は子ども家庭支援センター所長の職にある者をもって充てる。

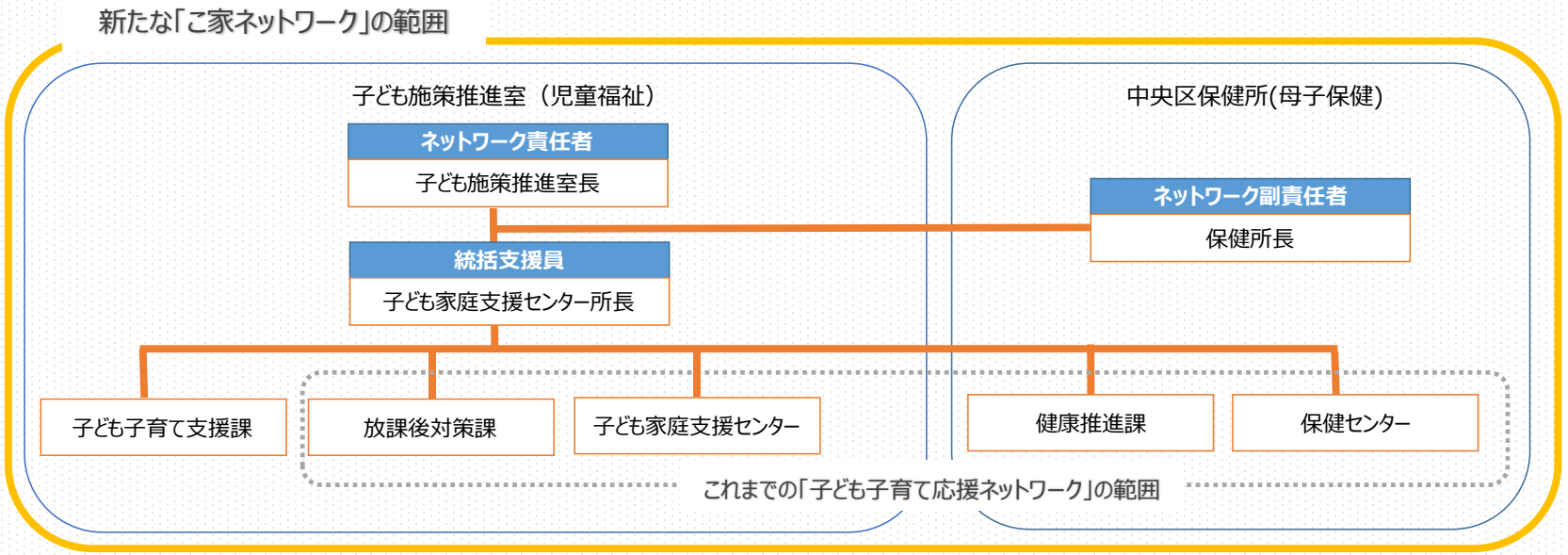


## 5 相談支援体制強化に向けた主な取組

・相談システムなどを活用した両分野相互の情報共有・進捗管理
・支援が必要な妊産婦・子育て家庭のためのサポートプランの作成
・母子保健と児童福祉両分野による合同会議の開催

## 6 運用開始

令和７年４月